

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宜野湾市的人口は 100,032 人（令和 7 年 3 月末時点）と近年は 10 万人前後で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所によると現在の状況が持続すると 2030 年をピークに人口が減少すると予測されている。※1

また、本市は老人人口も増加傾向にあり、2030 年には人口の 4 分の 1 以上が 65 歳以上となり少子高齢化の傾向が続くと予測されている。

宜野湾市には 3,642※2 の事業者があり、商業（小売業や情報通信産業）、サービス業、農水産業、建設業、製造業と多くの業種がある。

その 99% が中小企業であり、またその多くが従業員数 5 人以下（製造業は 20 人以下）の「小規模企業」や個人経営等の「小企業」になっている。

また、本市西海岸地域ではコンベンションセンターや大型商業施設が立地し多くの観光客が訪れるエリアであり、人口も顕著に増えているものの、働き手が不足する事態になっている。

さらに浦添北道路が開通した事により、那覇空港、那覇港などのアクセスの利便性も高まっており、さらなる観光客や経済人口の増加が見込まれ働き手不足に拍車かかるものと予測される。

今回の特例措置は、人手不足に直面している宜野湾市にとって、設備投資による生産性向上が図られることから有効であると考える。

※1 国立社会保障・人口問題研究所の資料により

※2 令和 3 年度経済センサス一括活動調査より

(2) 目標

宜野湾市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

宜野湾市の産業は、商業（小売業や情報通信産業）、サービス業、農水産業、建設業、製造業と多くの業種があり、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある為、本計

画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

宜野湾市は、沖縄本島中南部の東シナ海に面し、那覇市より北に 12km の地点にある。本市の中心には普天間基地が位置しており、その周りで様々な事業を展開している為、本計画において対象とする地域は全地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

・対象業種

宜野湾市の産業は、商業（小売業や情報通信産業）、サービス業、農水産業、建設業、製造業と多くの業種があり経済、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある為、本計画において対象とする業種は全業種とする。

・対象事業

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、オートメーション化、ＩＴ導入による業務効率化など多様である。よって本計画においては労働生産性が年平均3%以上向上する事業であれば対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、固定資産税の特例措置の適用期間内とし、国が同意した日（令和7年7月2日）から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。